

# 第1章 総則

## 第1節 目的

筑紫野市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、筑紫野市防災会議が作成する計画であって、筑紫野市、福岡県（以下「市」、「県」という。）、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮して、市の地域における災害に関わる災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

計画の実施に当たっては、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や県の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指し、その推進に当たっては、重点課題の設定や関係機関の連携強化等を戦略的に行うものとする。また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るべく、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するために、地方防災会議における委員の性別の偏りを是正する等、防災に関する政策・方針決定過程において、女性や高齢者、障がい者、外国人などの参画を拡大する。

この計画において左に掲げる用語は、それぞれ右に示したとおりとする。

市	: 筑紫野市
県	: 福岡県
基本法	: 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
救助法	: 災害救助法（昭和22年法律第118号）
市地域防災計画	: 災害対策基本法第42条に基づき筑紫野市防災会議が作成する筑紫野市地域防災計画
県地域防災計画	: 災害対策基本法第40条に基づき福岡県防災会議が作成する福岡県地域防災計画
市災对本部	: 災害対策基本法第23条の2に基づき設置する筑紫野市災害対策本部
本部長	: 筑紫野市災害対策本部長
県災对本部	: 災害対策基本法第23条に基づき設置する福岡県災害対策本部
県本部長	: 福岡県災害対策本部長
県地方本部	: 県地域防災計画に基づき地方に設置する福岡県災害対策地方本部
県地方本部長	: 福岡県災害対策地方本部長
消防本部	: 筑紫野太宰府消防組合消防本部
消防署	: 筑紫野消防署
消防団	: 筑紫野市消防団
消防機関	: 消防本部、消防署及び消防団
市有施設等	: コミュニティセンター、生涯学習センター、小学校、中学校、及びその他の附属施設等
災害	: 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象または大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。（災害対策基本法第2条）

## 第2節 計画の方針、構成

### 1. 基本方針

この計画は、市の防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関等を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他の必要な災害対策の基本を定め、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものであり、計画の樹立並びに推進にあたっては、第七次筑紫野市総合計画に示されている次の方針を基本とする。

〈第七次筑紫野市総合計画〉政策の大綱

#### 【安全安心で快適な暮らしを支えるまちづくり】

避難訓練や防災出前講座により市民・地域の防災力向上を図るとともに、大規模な災害が発生しても、地域社会経済が機能不全に陥らず迅速な復旧ができるよう、国土強靱化地域計画に基づいた事前の防災・減災対策を推進します。

- (1) 活動体制の支援強化と防災活動拠点の整備  
住民へ防災生活圏の認識を深めるための環境づくりを推進し、防災上核となる施設や設備の整備をはじめ、活動体制や組織づくり等の運営を積極的に支援する。
- (2) 防災情報の収集、伝達体制の確立及び住民への広報  
防災情報の収集及び伝達体制を確立し、避難情報や災害情報を迅速に地域住民へ提供できるような体制を目指す。また、市内の危険箇所の把握につとめ、地域住民のおかれた環境を周知し、防災意識の啓発を図る。
- (3) 避難所・緊急避難場所の指定、誘導と収容体制の整備  
コミュニティセンター、生涯学習センター、小・中学校、公園空き地等の避難所・緊急避難場所の確保と管理、避難誘導及び収容体制等を含めた避難所の検討並びに整備体制の充実を図る。
- (4) 防災意識の高揚と自主的組織づくりの推進  
住民に対する防災知識の普及や広報活動を積極的に行うとともに、防災訓練の実施や自発的な防災活動への参加を促す等、地域住民における防災意識の高揚を図る。
- (5) 要配慮者対策  
高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、難病患者、外国人等の災害時等において特に支援が必要な者（以下「要配慮者」という。）の地域ぐるみによる的確な把握や災害時の救助体制、避難所等の周知及び誘導など、要配慮者に対する防災体制の確立を図る。
- (6) 活動体制の整備  
災害が発生し、または発生が予想される場合、職員の非常参集や情報収集連絡体制の確立、関係機関との緊密な連携に努める。
- (7) 施設や設備の整備及び物資の備蓄、調達並びに輸送体制の確立  
災害が発生し、または発生が予想される場合、円滑な防災活動が遂行できるよう、施設、設備、物資の整備及び備蓄等を図る。また、物資の緊急輸送体制を確立させる。
- (8) 都市的災害の防止（主としてハード面の整備）  
過密化する都市環境の中で、都市空間の確保や整備をはじめ、市街地再開発、建築物の不燃化、老朽施設の点検と補強等の防災都市づくりを推進する。
- (9) 各種防災対策の推進  
災害から被害を未然に防止し、被害の拡大を低減するため、関係機関と協力して各種法令

に基づく防災対策事業を推進する。

(10) 防災関係機関相互の協力活動体制の整備

防災活動を的確かつ円滑に実施するために関係機関及び応援協力体制との緊密な連携を図れるように努める。

**2. 計画の構成**

本計画は、過去に発生した災害及び地勢、気象、その他地域の特性から想定される災害に対し、次の事項について定めたものである。

**筑紫野市地域防災計画**

**第1章 総則**

危険箇所の現況、防災対策の基本方針、市及び関係する防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱等を定める。

**一般災害対策編**

**第2章 災害予防計画**

防災組織や施設、災害危険箇所等に関する整備・改良・点検及び防災訓練や防災知識の普及等、災害の発生を未然に防止し、または被害を最小限に防止するための処置についての計画を定める。

**第3章 災害応急対策計画**

災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、災害の発生を防止し、または、災害の拡大を防止するための組織、災害情報収集・伝達、災害予報・警報の発令・伝達、消防・水防活動、並びに被災者に対する応急的救助の処置等についての計画を定める。

**第4章 災害復旧計画**

災害復旧の実施にあたっての事業計画等に関する基本的方針、生活の確保、財政支援等についての計画を定める。

**地震災害対策編**

**第5章 地震災害予防計画**

一般災害と異なる被害をもたらす地震災害に関する予防計画を定める。その他計画は一般災害に準ずる。

**第6章 地震災害応急対策計画**

地震災害発生時における応急的処置の対策についての計画を定める。

**第7章 地震災害復旧計画**

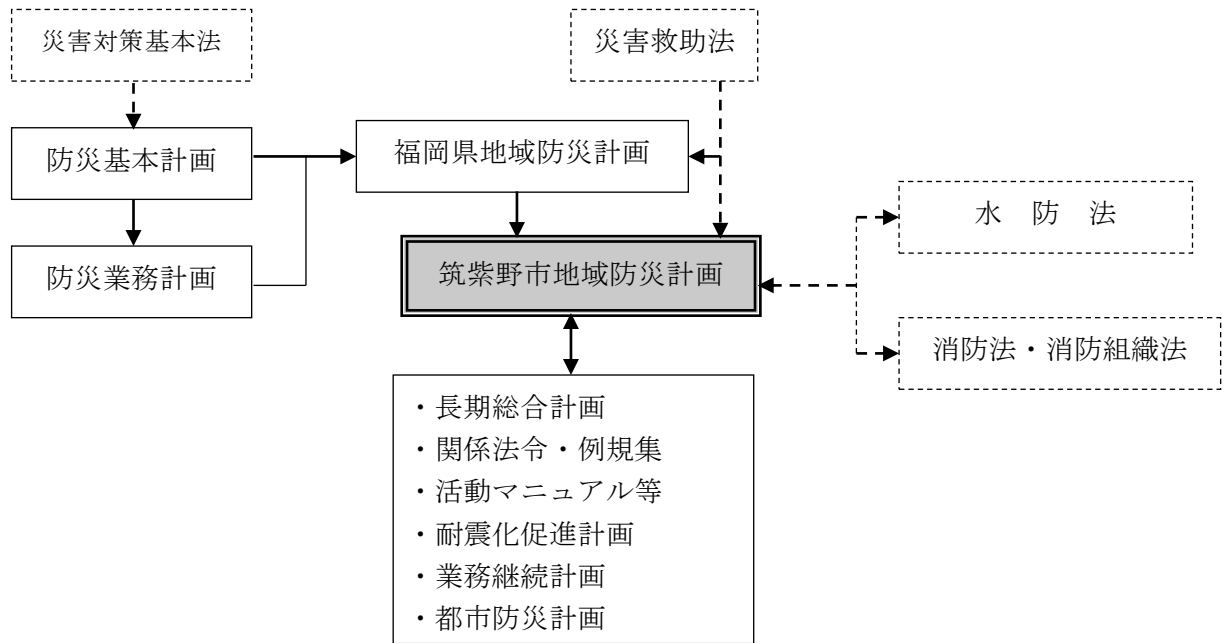
地震災害発生時における復旧についての計画を定める。

### 3. 他計画との関係

この計画は、基本法第42条に基づく防災業務計画、県地域防災計画に矛盾、抵触するものであってはならない。

また、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「筑紫野市水防計画」と十分な調整を図る。

特に、今後の全体的な総合防災行政の推進を考慮し、現在及び将来策定される市基本構想及び市基本計画に矛盾することのないよう検討を行う。



### 4. 計画の修正

この計画は、基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

## 第3節 市の概況

### 1. 地勢

本市は福岡県の中央部、やや西寄りに位置し、東西 15.9 km、南北 14.1 km、総面積 87.73 km<sup>2</sup>である。地勢は西に背振山系、東が三郡山系の一部を形成し、市域中央部に平地が広がっている。中央部には平坦地ながらも分水嶺を抱えている。河川は背振山系、三郡山系に源を発する御笠川水系及び宝満川水系が市域を貫流して、博多湾、有明海へとそれぞれ注いでいる。

#### ◆市の災害の特徴

- ① 毎年、梅雨時期や台風期に集中豪雨が頻繁に発生しているため、河川がはん濫し、住居や商店が浸水している。特に筑後川水系の宝満川や御笠川水系の高尾川などは危険性が高い。
- ② 豪雨に伴い、地盤がゆるくなり、がけ崩れが起こるケースが多く、土砂災害もたびたび発生している。高さや傾斜のあるがけ等に十分な注意を必要とする。
- ③ 平成17年の福岡県西方沖地震では家屋の一部破損が発生しており、市域に警固断層がのびているため、地震に対する注意を必要とする。

### 2. 地形

本市は、東西を山地に挟まれ、おおむね市中央の低地へ向けて順次、山麓地、丘陵地、台地が形成されている。これらの地形を概観すると次のとおりである。

- ① 市東部は宝満山(標高 829.6m)や大根地山(標高 652m)を中心とした大~中起伏山地からなる。
- ② 市西部は権現山(標高 626m)や基山(標高 404m)を中心とした中起伏山地からなる。
- ③ 市東部本道寺及び西部の平等寺~柿ヶ久保は小起伏山地からなる。
- ④ 市東部の宮地岳(標高 338m)東方や砥上岳北方は丘陵地(起伏量 50~100m)からなる。
- ⑤ 市中央部の大部分は、沖積低地とその縁辺を取り巻くように丘陵地、台地、山麓地からなる。

大~中起伏山地は、傾斜 20°以上の比較的急峻な地形を呈し、特に宝満山山系は傾斜 30°以上の壮年期地形を形成している。③④の一部ではゴルフ場や自然公園等に利用されている。

丘陵地や台地では、比較的規模の大きな宅地開発が進んでいる。本市の台地地形は、扇状地性のものが主体を占めるが、一部では土石流扇状地面が段丘化した土石流段丘や中位段丘が認められる。また、山麓地や丘陵地上には、比較的新しい土石流発生の痕跡である土石流堆積面が残存している。この土石流堆積面は、市西部山麓地の末端や市東部の宝満川、山家川上流沿いに多くみられ、特に宝満川上流のものは規模が大きい。

沖積低地は、本市の主要河川である宝満川とその支流及び高尾川沿いに主に広がっており、古くより市街地として利用されてきている。

一方、市東部の宝満川と山家川、市西部の山口川に沿った台地及び丘陵地については、農業振興地域であり、一部ではあるが宅地化が進んでいる一方、農業の振興が図られている。

◆地形区分による災害特性

	地形区分	内容説明	災害特性
山地	大起伏山地	起伏量400m以上	浸食の激しい地域では不安定な急斜面が発達する。 また、標高の高い山地では風化に伴う物質の生産・移動が活発となる。花崗岩地域では深層風化や節理の発達に伴い、崩壊が起こりやすい。
	中起伏山地	起伏量400～200m	
	小起伏山地	起伏量200m以下	
丘陵地・山麓地	山麓地	起伏量100m以下	
	丘陵地Ⅱ	起伏量100m以下の低起伏丘陵地で、古第三紀層群から構成される。	未固結堆積物から構成されている場合が多く、急傾斜地では豪雨に伴い崩壊が起こりやすい。
台地・段丘	砂礫台地Ⅰ	中～高位段丘	一般に良好で、地震動に対しても安定している。台地・段丘での災害は、むしろ斜面に分類されている段丘崖付近で発生するものが多い。特に排水の悪い場所では、豪雨の際に浸水する可能性がある。
	砂礫台地Ⅱ	扇状段丘	
	土石流段丘	土石流段丘	
低地	旧河道	空中写真上で認められる過去の河川流路の跡で、泥質堆積物から構成される	洪水流は旧河道を流れやすく、改変接合部は注意が必要、地盤状況によっては液状化の危険性がある。
	扇状地平野	河川の堆積作用によって形成された土地	現在も継続する堆積作用により河川の氾濫の危険にさらされている。新しい未固結堆積物から構成されており、地下水位も高いため、地震時には地盤振動や液状化の危険性が大きい。
	谷底平野	丘陵地を開析する樹枝状の谷に沿う低地で、一般的に砂礫から構成される。	豪雨時等に洪水氾濫による被害を受けやすく、山脚部では斜面災害の恐れもある。
	土石流堆積面	谷型斜面や急な河川の平地への出口に形成された扇状あるいはなまこ形の堆積地形で、土石流により形成されたもの	堆積地域では旧河道が埋積され、扇状地が形成される、土石流が再び移動しやすいので危険性が高い。
人工改変	造成地	丘陵地・段丘面の宅地造成地、商・工業施設等がある。	災害に対する危険度は、地盤高や改変以前の元地形、工法等によって大きく異なるが、一般的に境界面、切土より盛土地盤が高い。
	切土斜面	人工改変による切土斜面	元地盤に比べて斜面崩壊・地震時の液状化（埋立地）等の危険性が高い。
	盛土斜面	人工改変による盛土斜面	造成による急傾斜地では、豪雨時等に斜面災害を招きやすい。
	埋立地	谷・水面・ため池等の埋立地	厚い盛土が行われている場合、これ自体軟弱地盤となり、地震時に激しい地盤振動を伴う亀裂・陥没の発生が予想される。
その他	急崖地	段丘・台地縁辺部の急斜面のうち、比較的明瞭なところを示している。	崩壊は、一般に傾斜30°以上の谷型斜面で起こりやすい。
	湿地	地下水が著しく高い土地	排水不良、地下水位が著しく高い場所

### 3. 地質

本市は古生代、中生代の変成岩や花崗岩を基盤とする地質分布域になっている。本市に分布している地層は、大略以下のとおりである。

◆市の地質区分

時 代		地 層	層 相	
新生代	第四紀	沖積世	沖積地堆積物	砂礫、砂、一部粘性土
		洪積世	土石流堆積物	砂礫（崖錐堆積物含）
			扇状段丘堆積物	砂礫
中生代	白 亜 紀	嘉 穂 花 崗 岩	黒雲母花崗岩	
古生代	二疊紀～三疊紀	三郡変成岩	砂質片岩	

① 三郡変成岩

本市北東部の市域界付近に僅かに分布する。砂質片岩からなり比較的安定した岩盤である。

② 嘉穂花崗岩

本市の全域に分布する基盤岩で、山地や丘陵地に露出する。石英・長石・黒雲母を主成分とする粗粒ないし中粒の塊状岩盤である。また、アプライトやペグマタイト脈を伴うところもある。中～大起伏山地の花崗岩は地下浅部より硬質な岩盤が分布することが多いが、丘陵地や山麓部の花崗岩は風化が進み、地下深部までマサ化している。そのため、こういった地域は崩壊等に対して不安定なところも多い。

③ 扇状段丘堆積物

本層は、扇状地堆積面や土石流堆積面が段丘化した台地部に分布する地層で、その堆積環境から判断して主に砂礫よりなるものと考えられる。本層は、主として針摺、諸田、天山地区に広く分布する。

④ 土石流堆積物

宝満川に流入する支川沿いの山麓部に分布する。土石流に伴って堆積あるいは、斜面崩壊物等の堆積した地層で、土性的には玉石や転石を多く含む砂礫層を主体とする。宝満山山系の南斜面にあたる本道寺地区において卓越するが、市西部の山口川及び市東部の山家川上流の山麓部にも多く点在する。本層の分布する地域や河川は、土石流の発生し易い素因を有している。

⑤ 沖積地堆積物

宝満川とその支流及び高尾川沿いの低地部に分布する地層で、主として砂礫層よりなるものと考えられる。河床勾配の比較的緩やかな高尾川のような地域では、砂や粘性土層も一部分布する可能性がある。

⑥ リニアメント

リニアメントとは地表面上に表れる線構造のことであり、地盤に生じた断層や褶曲軸あるいは地層境界線等、何らかの地質的境界線(弱線)を示していることが多い。

本市のリニアメントとしては、北東-南西～北北東-南南西方向のものが最も卓越し、その他北北西-南南西方向のものも多くみられ、代表的河川水系を支配している観がある。リニアメント沿いあるいはリニアメントの集中した地域は、岩盤が脆弱化している可能性が強いため、崩壊や土石流に対して注意が必要である。

#### 4. 気象【資料編\*1 参照】

本市は内陸型気候に属し、気象庁の観測によれば年平均気温は17.0℃程度と温暖な地域である。2015年から2024年までの観測では、月平均気温は1月が6.0℃と最も低く、最も高くなる夏の8月には28.5℃まで上昇する。

降水量は、年間2,004mm以上と全国平均より若干多い傾向にある。月間降水量は、6月～9月頃に多く、特に多いのは6月、7月の梅雨期、8月、9月の台風期である。これらの時期には、集中豪雨等により崖崩れや土石流等の災害が多発している。

風量は、その年に発生した台風に影響されるが、年平均風速はおよそ1.9m/s程度である。風向きは年間を通して東の風が最も多く、次いで東北東、西北西の風が多い。

また、近年の地球温暖化による異常気象傾向があり、災害の規模拡大が懸念される。

#### 5. 社会条件【資料編\*2\*3 参照】

本市は、昭和30年3月1日、市町村合併促進法によって、二日市町、山口村、御笠村、筑紫村、山家村の5町村が合併し、筑紫野町となり、昭和47年4月1日に現行の市制を施行し、令和4年で50周年を迎えた。

かつては宝満川流域に沿った水田稲作を中心とした農業と江戸時代の宿駅に端を発する交通拠点としての性格を基盤として、市域を形成・発展してきた。さらに、二日市地区では、古くから名の知られた二日市温泉を中心とした商業も盛んであった。

戦後も、高度経済成長の影響により福岡市を中心とした経済圏の中で、地勢上の特性も影響して都市化が進行し、主要交通体系は市域中央部に南北方向のものが集束する形態を取っており、国道3号やJR、西鉄の鉄道路線などが広域交通体系上の中核的役割を果たしている。鉄道は二日市－福岡間を12分から30分程度で結び、利便性の高い交通条件下にある。さらに九州の大動脈ともいえる九州自動車道筑紫野インターチェンジが位置し、北部九州における交通の要衝として重要な地位を占めている。

このような恵まれた立地条件のもとで、人口は106,161人（令和7年3月末住民基本台帳）と10万人を突破している。就業者の流出率は58.3%（令和2年国勢調査）であり、福岡市への通勤圏であるとともに、福岡広域都市圏としての位置づけも大きく示されている。

また、本市は、太宰府市とともに「大宰府政庁」の一角として、古代より九州地方の政治・経済・外交・交通の要であり、わが国文化活動の一大拠点として重要な役割を果たしていたことから歴史的な史跡や貴重な名所旧跡が数多く点在している。

#### 6. 建築物、危険物等

本市は、福岡都市圏拡大の影響を受けて、急速な宅地化が進んできた。近年の土地利用の高度化により、大規模な宅地開発等が山麓部まで及び、人家の土砂災害危険箇所への集積、山地・丘陵地の市街化による雨水流出の増大等、土地利用の点から種々の問題が生じている。また、市街化区域でも個々に開発が行われ、住・工混在状態になっている。

さらに、古くからの地域では崖地に近接して家屋が建てられていたり、また木造家屋の密集化が進んでいる。このような地域では、道路も狭く防火の面で問題も多い。

危険物施設は、主に石油類の取り扱い施設が大半で、市街地を中心に合計194施設余りが存在する。本市は国道3号、九州自動車道、九州旅客鉄道・西日本鉄道等、九州の交通の大動脈が市街地を南北に走り、危険物車両等の通過も非常に多い。

\*1 ● 資料 1.3.1 「気象概況」

\*2 ● 資料 1.3.2 「行政区別人口及び世帯数」

\*3 ● 資料 1.3.3 「主要道路」

#### 7. 土地利用状況【 資料編\*4 参照 】

土地利用の変遷は農地が減少しているのに対して、住居地域が大幅に増加してきた。これは、福岡広域都市圏として各地（主として丘陵地や台地部）で大規模な宅地開発が進んだ事によるものである。本市の土地利用は、宝満川やその支川沿いの平地部のみならず、丘陵部から山麓部に至るところまで住宅地等の土地利用の高度化が図られている。

#### 8. 水系【 資料編\*5 参照 】

市内を流れる主要な河川は、筑後川水系と御笠川水系である。筑後川水系には、宝満川をはじめとして1級河川が9河川あり、市域内総流路延長は約38kmに達するが、宝満川を除く8河川は、流域面積・流量ともに少ない。御笠川水系には2級河川の高尾川と鷺田川があり、市域内総流路延長は約3.5kmと短い。

このほか、市が管理する普通河川が合わせて39河川、総流路延長約57.2km存在する。これらの河川ではこれまで水害が多く発生し、その災害復旧は進められているが、一部の河川では改修が捗っていない。

---

\*4 ● 資料 1.3.4 「土地利用変遷（大規模人工改変等）」

\*5 ● 資料 1.3.5 「主要河川水系」

## 第4節 災害危険箇所

災害危険箇所等の総括を資料編に示す。【資料編\*1 参照】

### 1. 水害危険箇所【危険河川 資料編\*2\*3\*4 参照】

本市の河川は、宝満川及び御笠川を主として一級河川9河川、二級河川2河川、普通河川39河川、ため池は65箇所で見られる。特に、御笠川支流の高尾川は小規模河川であるものの周囲には住宅の密集化が認められる。これらの周辺地区では、過去の災害時には浸水等の被害が多発しているところもある。これらの河川のうち、筑後川水系の宝満川を始めとする7河川が災害危険河川として県より指定されている。

また、本市の重要水防区域は福岡県那珂県土整備事務所所管の5箇所、市管理の8箇所が指定されている。那珂県土整備事務所所管区域は、総延長7,750mで主に御笠川水系高尾川の本町地区等が指定され、河川洗掘や溢水等の危険が予想される。

ため池についても、老朽化や漏水の有無等の危険性の把握や点検を含めた整備が課題となっている。

この他、防災アセスメント調査の成果で本市における風水害の被害状況から被害が集中する地域や今後も風水害の影響が予想されると思われる主な地区は以下の状況である。

#### ① 針摺・俗明院地区の山口川浸水・溢水

土地分類基本調査によると、かつて山口川は御笠川に注いでいたと考えられているが現在は、筑後川水系に流入する河川である。本地区は本流の宝満川合流部に近いところに位置し、河川は蛇行が多く、かつ、北から南へ流れを変える地点である。また、上流に山神ダムが築堤されており、洪水時にはダムの放流により河川の急な水増しがある。

地形的に浸水、河川氾濫の頻度が多い箇所、水系変化があったほどの扇状地堆積物に覆われていることから地震動に対しても影響があるものと思われる。さらに、主要道路、鉄道、高架等の橋梁、住宅等の集中する地域で災害を前提とすると問題が多いことがわかる。

#### ② 中阿志岐地区の宝満川堤防決壊

一級河川宝満川上流域にあたり、幾つかの支川が集中する地域である。また、東部の溪流には土石流危険溪流や落石危険箇所が存在し、周辺の崖地では崩壊が見られることから崩壊や土砂の流出が多いものと思われる。さらに、大宮司橋付近では河川は大きく蛇行し、集中豪雨の際等は浸水・氾濫を起こしやすい地形となっている。旧地形図と比較しても地形改変等が広範囲に拡大し、上流の保水能力の低下と下流の流下能力の不足等も一つの要因と考えられる。

この他、平成3年、平成7年、平成15年及び平成21年の水害実績から諸田地区の久良々川の堤防決壊他7箇所、高尾川の決壊他4箇所、山家川の決壊他11箇所が発生している。

③～⑤の浸水・氾濫の発生箇所は、河川氾濫や決壊の直接的な影響ではなく、排水不良によるものと考えられる。

#### ③ 二日市、二日市東校区の生涯学習センター付近

\*1 ● 資料 1.4.1 「災害危険箇所等」

\*2 ● 資料 1.4.2 「災害危険河川」

\*3 ● 資料 1.4.3 「重要水防箇所」

\*4 ● 資料 1.4.4 「農業用ため池」

- ④ 二日市東校区の中原団地地区
- ⑤ 吉木校区の東吉木地区の農業大学校下流

このような内水氾濫被害は、山林・農地・宅地等の開発に伴う土地利用の変化や地下水採取に伴う地盤沈下が誘因となって発生する。

浸水の主な原因は、排水管の流下能力不足、排水の逆流、河川の越水の三つである。近年、地表面への雨水の浸透量の減少によって汚水と雨水の合流した多量の下水が流入し河川が急激に増水し、氾濫をおこす都市型水害が発生するようになっている。

## 2. 土砂災害危険箇所

本市では、基盤岩として花崗岩が分布し丘陵地や山麓部では風化が進行してマサ化している地域があり、宝満川や山口川の山麓部の谷間では土石流堆積物が分布している。このような地域では古くから住宅が立地し、木造住宅の密集化あるいは崖地に近接して住宅が建てられており、急傾斜地による崩壊や土石流発生による災害の危険性が高い。

### 【急傾斜地崩壊危険箇所 資料編\*5\*6\*7\* 参照】

#### ① 急傾斜地崩壊危険箇所（県指定）

本市の急傾斜地崩壊危険箇所は、急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ（人家5戸以上もしくは公共施設等が対象となる斜面）が57箇所あり、急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ（人家1戸以上5戸未満の人家が対象となる斜面）が59箇所、合計116箇所が存在している。このうち、急傾斜地急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰには人工斜面5箇所、崩壊危険箇所Ⅱには人工斜面2箇所が含まれている。保全対象である人家戸数は824戸、公共建築物は公民館等9戸が対象となっている。

危険箇所は、人口が集中する市街化区域内（及びDID地区内）で、二日市北小学校及び二日市中学校の周辺に集中している。

また、昭和49年には宮田地区で小規模であるが崖災害が発生している。

#### ② 急傾斜地崩壊危険箇所（市指定）

本市の指定する急傾斜地崩壊危険箇所は22箇所あり、その内3箇所は県調査と重複する。保全対象である人家戸数は144戸、公共施設は公民館1箇所他道路となっている。

### 【土石流危険渓流 資料編\*8\*9 参照】

本市の北側に位置する御笠川の支流では流下能力が小さく、山麓部では過去に発生した土石流堆積物が分布しており、土石流が発生し易い状況にある。またこのような地域では、谷間に住宅が密集しており、土石流発生時には危険性が高い。

#### ① 土石流危険渓流

本市には、土石流危険渓流Ⅰ（人家5戸以上もしくは公共施設等に流入する渓流）が50渓流あり、土石流危険渓流Ⅱ（人家1戸以上5戸未満に流入する渓流）が26渓流、合計76渓流が存在している。保全対象である人家戸数は591

戸、公共施設は公民館7、小学校、農業試験場1、寺6が対象となっている。

この内の3箇所は、昭和28年から昭和48年にかけて土砂災害発生の履歴があり、対策工

\*5 ● 資料 1.4.5 「急傾斜地崩壊危険箇所一覧」

\*6 ● 資料 1.4.6 「急傾斜地崩壊危険箇所（市）」

\*7 ● 資料 1.4.7 「急傾斜地崩壊危険区域一覧」

\*8 ● 資料 1.4.8 「土石流危険渓流一覧」

\*9 ● 資料 1.4.9 「砂防指定地一覧」

事が着手され、治山ダムが1基整備されている。

しかし、防災上必要となる堰堤が整備されていない溪流がほとんどであり、治山・砂防事業を推進していくことが望まれる。堰堤整備については、今後の開発の進展等を考慮して防災対策を検討するのが望まれる。

② 砂防指定地

本市には砂防指定地の溪流が23溪流あり、昭和23年～平成30年までに随時指定されている。総指定地面積は68.3haで宝満川に指定地が最も多い。

また、この他の危険溪流以外の箇所についても配慮する必要がある。各河川水系の上流端や谷型斜面や急な河川の平地への出口に形成された扇状地、あるいはなまこ形の堆積地形で、過去の土石流により形成された土石流堆等の分布する地域では、特に注意が必要である。現在の土石流危険溪流の危険箇所は、地形分類で区分される土石流堆の分布と概ね一致する箇所にあたるが、土石流が再び発生した場合には、危険性が高いと考えられ、今後も人口構造や保全対象となる施設配置等に十分配慮すべきである。

【地すべり危険箇所 資料編\*10\*11 参照】

本市には、地すべり危険箇所が2箇所、いずれも宝満川水系の柚須原・香園地区に存在する。保全対象である総人家戸数は44戸、公共施設は県道、危険箇所の総面積は約84.9haとなっている。

その内の1箇所は、昭和47年に災害発生の履歴があり、昭和48年に地すべり防止区域（県指定；面積は11.4ha）の指定を受け、対策工事を行っている。

【落石崩壊危険箇所 資料編\*12 参照】

本市には落石崩壊危険箇所が84箇所あり、一般国道200号、主要地方道 筑紫野・太宰府線、一般県道、基山停車場・平等寺・筑紫野線に集中している。

【山地災害危険箇所 資料編\*13 参照】

本市には、県が指定する山地災害危険地区の山腹崩壊危険地区(民有林)が49箇所、崩壊土砂流出危険地区(民有林)が52箇所（国有林）が3箇所の計55箇所、合計104箇所である。また、保全対象である総人家戸数は、山腹崩壊危険地区538戸、崩壊土砂流出危険地区が1,173戸の合計1,711戸となっている。

危険箇所は、山腹崩壊危険地区が山口、山家、阿志岐、平等寺等の地区、崩壊土砂流出危険地区が柚須原、山口、山家、大石、平等寺地区等の山地部民有林に集中している。

\*10 ● 資料1.4.10「地すべり防止区域一覧」

\*11 ● 資料1.4.11「地すべり防止危険箇所一覧」

\*12 ● 資料1.4.12「落石崩壊箇所」

\*13 ● 資料1.4.13「山地災害危険地区一覧」

《山地災害危険地区 概要》

地区種別	山腹崩壊危険地区		崩壊土砂流出危険地区		計
	国有	民有	国有	民有	
所有					
危険箇所数		49	3	52	104
人家戸数 戸		538	101	1,072	1,711
公共施設 戸		3		12	15

資料；福岡県地域防災計画書 R7

3. 防ぎよ困難地域

本市では新興住宅地として発展を遂げている。さらに、古くからの宅地においても木造住宅の密集化が認められ、生活用道路も狭く、消防防災の面で問題も多い。

消防本部では、防ぎよ困難地域について下記のように選定している。

① 防ぎよ困難地域

二日市中央通り、湯町、西鉄二日市駅前、JR 二日市駅前

4. 道路危険箇所【資料編\*14 参照】

市の道路斜面等の道路防災総点検（豪雨・豪雪）での危険箇所は 53 箇所である。

対象項目は、A 落石崩壊、B 岩石崩壊、C 地すべり、D 土石流、E 盛土、F 擁壁、G 橋梁基礎の洗堀の 7 項目である。

市において、「対策が必要とされる」と評価する「ランクⅠ」は 3 箇所、「防災カルテを作成し対応する」と評価する「ランクⅡ」は 142 箇所、「特に新たな対応を必要としない」と評価する「ランクⅢ」は存在しない。

《道路防災点検調査 総括表》

点検項目 (該当)	ランク Ⅰ	ランク Ⅱ	ランク Ⅲ
A 落石崩壊	2	82	
B 岩石崩壊			
C 地すべり			
D 土石流		2	
E 盛土		18	
F 擁壁		38	
G 橋梁基礎洗堀	1	2	

資料；福岡県地域防災計画書 令和7年

ランクⅠ；対策が必要とされる。

ランクⅡ；防災カルテを作成し対応する。

ランクⅢ；特に新たな対応を必要としない。

\*14 ● 資料 1.4.14 「道路危険箇所一覧」

**5. 「土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律（通称：土砂災害防止法）」による「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」【県指定】【資料編\*15 参照】**

本市の、県が指定する土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域は以下のとおりである。

① 土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に市民の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域で危険の周知や警戒避難体制の整備を行う区域

② 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ、市民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められた区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制が行われる区域

---

\*15 ● 資料 1. 4. 15 「土砂災害警戒区域・特別警戒区域」

## 第5節 災害の想定

### 第1項 既往災害の事例

#### 1. 既往災害事例【資料編\*1 参照】

昭和30年代後半からの治山治水事業対策の進展、基本法による防災体制の充実、気象観測施設の整備、情報伝達手段の発達や普及等により、昭和28年の大水害以後は全般的に大規模な被害は減少している。しかし、平成15年7月の福岡県内の災害をはじめ、平成21年7月の豪雨、平成22年7月の大雨等による中小河川の損壊、溢水、住家の床上及び床下浸水や崖崩れ等、大雨が降れば何らかの災害が発生している。

#### 【風水害】

本市において過去に発生した災害は、集中豪雨や台風による浸水害あるいは土砂災害が殆どであり、過去の主な災害事例や福岡県内で発生した災害事例を列举すると、表1.5.1風水害履歴一覧の事例に示す通りである。

1) 平成3年9月12日～9月15日	(台風第17号)
2) 平成3年9月25日～9月28日	(台風第19号)
3) 平成7年6月30日～7月6日	(梅雨前線)
4) 平成9年7月7日～7月13日	(梅雨前線)
5) 平成11年6月22日～7月13日	(梅雨前線)
6) 平成13年7月11日～7月13日	(梅雨前線)
7) 平成15年7月18日～7月21日	(梅雨前線)
8) 平成16年9月7日	(台風第18号)
9) 平成18年9月17日	(台風第13号)
10) 平成20年8月4日	(大雨)
11) 平成21年7月24日～8月6日	(大雨)
12) 平成22年7月11日～7月16日	(大雨)
13) 平成26年8月21日～8月22日	(大雨)
14) 平成30年7月5日～7月8日	(大雨)
15) 令和2年9月6日6	(台風10号)
16) 令和3年8月12日～8月19日	(大雨)
17) 令和4年9月18日～9月19日	(台風14号)
18) 令和5年6月29日～7月1日	(大雨)
19) 令和5年7月7日～7月11日	(大雨)
20) 令和6年7月15日5	(大雨)
21) 令和6年9月22日5	(大雨)
22) 令和6年11月1日～令和6年11月2日5	(大雨)

既往風水害の事例に示すように、昭和28年以後の風水害事例をみると、本市では台風による人的・住家被害は少なく、大雨による被害が多いのが特徴的であり、豪雨時の鉄砲水による土砂災害等が引き起こされた事例もある。

これらの土砂災害や河川の氾濫・浸水害等の災害と降雨の間には密接な関係にあり、大雨が降れば何らかの災害が発生している。また、一様な強さでしかも断続的な雨よりも、集中的に降る大雨の場合の方が多く発生し、被害も大きくなるようである。

災害を未然に防ぐためには災害危険箇所の点検や対策等の検討も必要であるが、このような風災害

\*1 ● 資料1.5.1「個別気象概要」

(特に前線による大雨)について気象現象の特徴を整理するとともに、今後の気象情報の収集(雨の降り方、特に時間雨量や日雨量)及び伝達を的確に把握できる体制の整備に努め、防災活動の基礎とすることも重要である。

◆近年における災害種別(詳細)

(市災害関連報告等による集計)

NO	名称	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	数量 (件)
1	人的被害(死者)				1						1
2	住家被害								1		1
3				2							2
4				23							23
5				20					9		29
6				47					5		52
7	その他	2	1	293	3	2	35				336
8		1		70	8		17	15		7	118
9		2		55	3	1	24	5	19	8	117
10											
11											
12						1					
	計	5	1	510	16	3	76	20	34	15	680

その他：空欄・原因不明等

【火災】【資料編\*2 参照】

本市において過去10年の出火状況を整理してみると、過去10年間(H27~R6)で413件、内建物火災206件で全体の50%を占めている。平均件数は41.3件と推移している。

《近年における火災発生件数》

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計	平均
建物出火	23	31	18	24	21	15	23	10	19	22	206	20.6
林野出火	0	0	3	0	0	3	0	2	0	0	8	0.8
車両出火	5	9	5	4	5	5	3	2	8	14	60	6.0
その他の出火	11	9	23	18	18	17	9	15	5	14	139	13.9
出火件数計	39	49	49	46	44	40	35	29	32	50	413	41.3
死者	1	5	2	0	1	0	1	0	3	1	14	1.4
負傷者	8	13	1	5	3	4	5	4	4	3	50	5.0

筑紫野太宰府消防組合消防本部 警防課資料 R6

\*2 ● 資料 1.5.2 「火災危険区域図」

表1.5.1 「風水害履歴一覧」

番号	災害発生年月日	原因	降雨量観測所			被害状況																備考			
			最大時間雨量	最大日雨量	総雨量	人的			住家被害					その他(箇所、戸、回線)						耕地 (ha)					
						死者(行方不明)	重傷者	軽症者	全壊流出	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	崖崩れ	道路	河川	橋梁	鉄道	公共施設	水道	電話		電気	流出埋没	冠水
			(mm)	(mm)	(mm)				(戸)	(戸)															
1	H3.9.12~9.15	台風第17号	44.0 前原	83.0 福岡			3			35															筑紫野市における被害
2	H3.9.25~9.28	台風第19号	53.5 福岡	97.5 福岡			8			59															筑紫野市における被害
3	H7.6.30~7.6	梅雨前線											7	41	27								0.2		筑紫野市 太宰府市
4	H9.7.6~7.13	梅雨前線											1	4	1	1			1						筑紫野市 太宰府市
5	H11.6.22~7.3	梅雨前線																							
6	H13.7.11~7.12	梅雨前線											2	3		1									
7	H15.7.18~7.19	梅雨前線	58.0 太宰府	198.0 太宰府	361.0 太宰府						56	21	70	27	33				1						
8	H16.9.7	台風第18号	26.5 福岡	61.5 福岡	85.0 福岡					13															筑紫野市
9	H18.9.17	台風第13号										2	2	5											筑紫野市
10	H20.8.4	大雨													1										筑紫野市
11	H21.7.24	大雨				1			1	1	3	37	57	134	80	131						7,000			筑紫野市
12	H22.7.11~7.16	大雨									1	1	20	108	47	57									筑紫野市
13	H26.8.21~8.22	大雨	98.5 太宰府									36	60	50	20	19									筑紫野市
14	H30.7.5~7.8	大雨	70.0 原田		518.0 原田	1				2		24	47	294	114	100									筑紫野市
15	R2.9.6	台風																							最大気圧920hPa 避難者数649人 (過去最大)
16	R3.8.12~8.19	大雨	29.0 太宰府		807.5 太宰府									19	27	19									筑紫野市
17	R4.9.18~9.19	台風	11.5 太宰府		135.0 太宰府																				最大気圧910hPa
18	R5.6.29~7.1	大雨	44.5 太宰府		274.5 太宰府											2									筑紫野市
19	R5.7.7~7.11	大雨	77 太宰府		418.5 太宰府				1			8	2			17									筑紫野市
20	R6.7.15	大雨	21.5 太宰府		114 太宰府											4	3								筑紫野市
21	R6.9.22	大雨	41 太宰府		121.5 太宰府											3									筑紫野市
22	R6.11.1~11.2	大雨	39.5 太宰府		220 太宰府											3	2								筑紫野市

【地震災害】

(1) 地震の履歴

日本海側に位置する福岡県下で発生する地震は、活断層などの断層帯の直下で起きている。歴史を遡ってみると、福岡県ではいくつかの大きな地震が発生しているが、日本のほかの地域と比べると地震の少ない地域であると言われてきた。福岡県西方沖地震以前に起きたマグニチュード6.0を超える大地震は糸島地震（1898年）であり、今回の福岡県西方沖地震は約100年ぶりの大地震であった。

福岡県及び周辺地域においては過去、以下のような被害地震の履歴が記録されている。

◆福岡県の大規模地震発生の概要

年代	名称・地域	震源規模	県及び周辺地域の主な被害等
679年12月	筑紫	M6.5-7.5	家屋崩壊多数
1700年 4月15日	壱岐・対馬地震	M7.0	壱岐において家屋全壊89
1706年11月26日	筑後	不明	
1730年 3月12日	対馬	不明	
1831年11月14日	肥前	M 6.1	
1848年 1月10日	筑後	M 5.9	柳川で家屋倒壊
1872[明治 5]年 3月14日	浜田地震	M 7.1	久留米付近で液状化
1898[明治31]年 8月10日	糸島地震	M 6.0	負傷者3、家屋全壊7
1898[明治31]年 8月12日	糸島地震	M 5.8	
1929[昭和 4]年 8月 8日	福岡県南部	M 5.1	家屋半壊1
1930[昭和 5]年 2月 5日	福岡市西部	M 5.0	小崖崩れ
1941[昭和16]年11月19日	日向灘	M 7.2	
1968[昭和43]年 8月 6日	豊後水道	M 6.6	
1991[平成 3]年10月28日	周防灘	M 6.0	
1996[平成 8]年10月19日	日向灘	M 6.9	
1997[平成 9]年 6月25日	山口県北部	M 6.6	
2005[平成17]年 3月20日	福岡県西方沖	M 7.0	死者1、負傷者1,186 家屋全壊143、半壊352 一部損壊9,190
2005[平成17]年 4月20日	福岡県西方沖 (余震)	M 5.8	負傷者58、家屋一部破損5等

(参照資料：「新編 日本被害地震総覧（1987）」、「福岡管区気象台資料（1926年以降の記録）」)

福岡県周辺では過去100年程度をみると、糸島地震のほかには福岡県西方沖地震の前にほとんど規模の大きな地震は発生していない。また、最近20年におけるマグニチュード1.0以上の地震をみても福岡県周辺は日本のほかの地域と比較して地震の発生が少ない地域であるといえる。

九州地方ならびに福岡県周辺で発生している地震の震源分布を図1.5.1に示す。

\*福岡県西方沖地震

平成17年3月20日に発生した福岡県西方沖地震では、福岡市中央区、福岡市東区、前原市、佐賀県みやき町で震度6弱を観測した。また筑紫野市では震度4弱を観測した。

福岡管区気象台によると、発震機構は圧力軸を東北東-西南西方向に持つ、北西-南東方向にほぼ鉛直な断層面を有する左横ずれ断層であった。

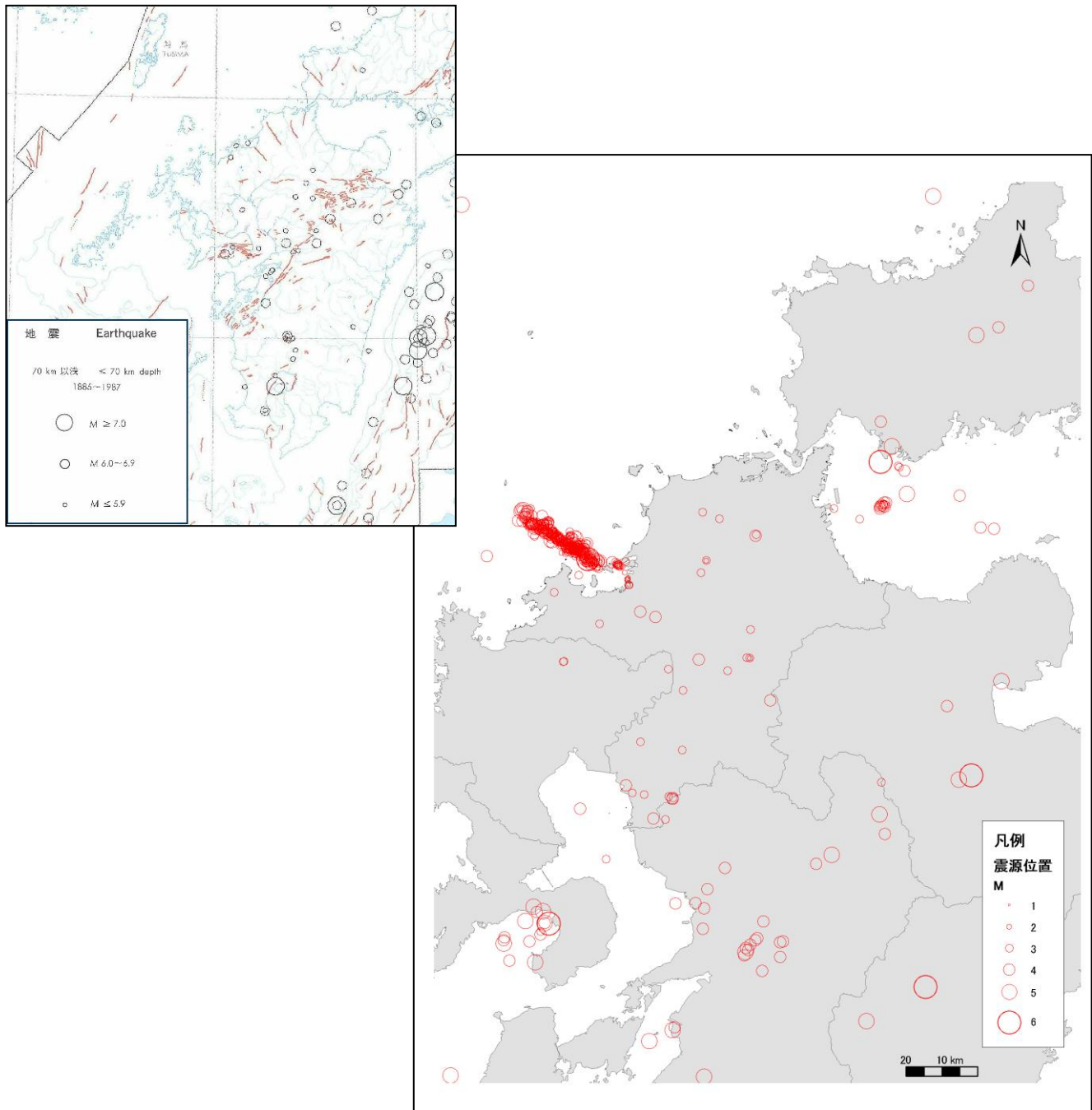


図 1.5.1 福岡県近傍で発生した地震の分布状況

上図：「新編日本の活断層」（1991）から（1885－1987年に発生した規模の大きな地震）

下図：（気象庁「震度データベース」より作成。過去20年間に福岡県内で震度1以上を観測した地震）

(2) 地震と活断層との関連

活断層とは、第四紀（200 万年前から現在まで）に繰り返し活動し、今後も活動すると思われる断層のことである。この活断層がずれることによって地震が発生するが、一般に地殻上部（20 km 以浅）におけるマグニチュード 7.0 程度以上の地震の場合、その震源となった断層に沿った岩盤のずれは地表まで届き、地表地震断層として観察される。

地形・地質的な線状構造であるリニアメントや断層が、活断層のためのものであるかどうかの確実性については、「新編 日本の活断層（1991）」により以下のように区分される。

**活断層の確実度**

- ① 確実度Ⅰ....活断層であることが確実なもの  
「活断層の位置や変位の向きがともに明確なもの」をいう。
- ② 確実度Ⅱ....活断層であると推定されるもの  
「位置が明らかであり、変位の向きが推定できるもの」、確実度Ⅰと判定できるほど確定的な地形・地質的な証拠がない場合である。
- ③ 確実度Ⅲ....活断層の疑いのある地形・地質の分離線形のもの  
「変位の向きが不明で、他の原因も考えられるような分離線形のもの」、下記に示す活動度C級以下の活断層である。

また、第四紀における活断層の活動の程度を活動度と呼ぶ。第四紀の基準地形や第四紀層の変位量を、形成時から現在までの年数で割った値を平均変位速度という。

この平均変位速度S（1,000年間に平均化した変位速度：m）によって、A・B・C級に分類されている。ここに示した活動度は、大地震の周期や今後の活動時期の推定のための重要な指標である。

活動度（平均変位速度S）

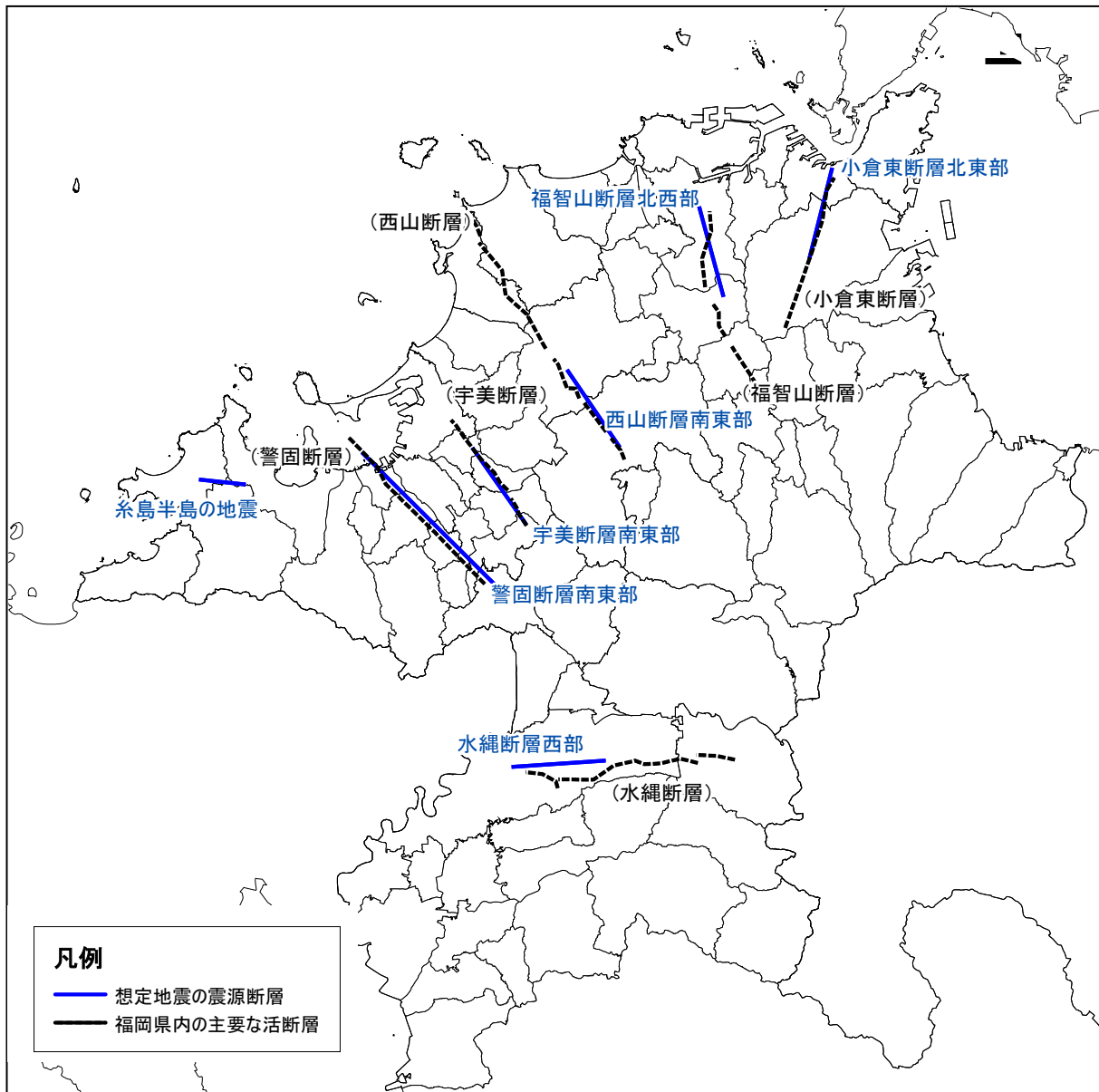
- ① A級：  $10m > S \geq 1m$ （1m/1,000年の単位）
- ② B級：  $1m > S \geq 0.1m$ （0.1m/1,000年の単位）
- ③ C級：  $0.1m > S \geq 0.01m$ （0.01m/1,000年の単位）

地震の活動度・周期等については、断層の正確な位置を把握したうえで、その活動年代及び周期を直接的に把握できるような調査が必要となる。地震災害という観点から考えた場合、数万年単位での活動状況のみならず、特に千年・百年単位での活動状況が問題となる。内における主な活断層の活動度概要や分布を以下に示す。

◆ **福岡県内における主な活断層**

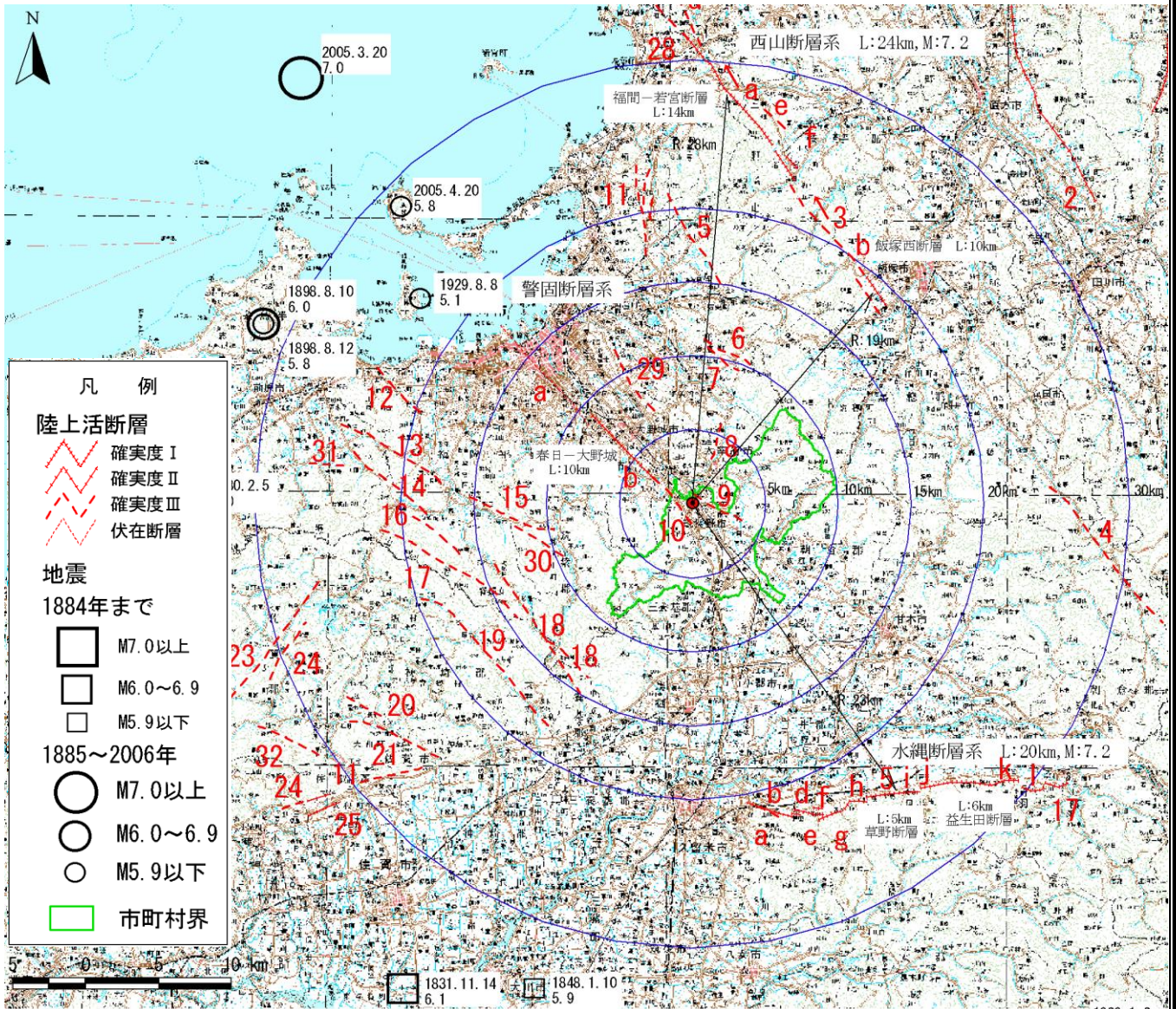
	断層	確実度	活動度	長さ	地域
1	小倉東断層	確実度Ⅰ	C～B	約17km	北九州市
2	西山断層	確実度Ⅰ	< C	約31km	飯塚市、宗像市
3	警固断層	確実度Ⅰ	C	20km以上	福岡市
4	水縄断層	確実度Ⅰ	B	約26km	久留米市
5	福智山断層	確実度Ⅰ	B～C	約20km	北九州市
6	宇美断層	確実度Ⅰ	C	約14km	福岡市－太宰府市

「新編 日本の活断層（1991）」、「福岡県による評価（平成18年12月時点）」をもとに加筆修正



● 図 1.5.2 福岡県想定地震の震源断層分布図

警固北西部



● 図 1.5.3 「主な活断層の分布と筑紫野市からの距離」 (新編日本の活断層)

● 表1.5.2「被害地震履歴一覧」

番号	発生年月日時刻	名称	震源地	規模(M)	震源までの深さ(km)	震央付近の最大震度	福岡(気象台)における震度	種別	前震の有無	余震の有無	被害概要
1	679. 夜	筑紫の大地震	筑紫(?)	6.5~7.5	?	不明	不明	内陸型			家屋倒壊、地割れ。
2	1596. 9. 4 申の刻		豊後	7	?	不明	不明	内陸型	有		7月3日から地震。高崎山崩れ、湯布院で山崩れ。 (瓜生島80%陥没、死者708人)
3	1625. 7. 21 夜		熊本	5.0~6.0	?	不明	不明	内陸型			熊本城の火薬庫爆発、死者50人。
4	1698. 10. 24 末の下刻		大分	6	?	不明	不明	内陸型			大分城の石垣崩れ、岡城破損。佐賀有感1日に6回。
5	1700. 4. 15		壱岐・対馬	7	?	強	不明	内陸型	有	有	家屋・石垣崩れる、対馬・壱岐で強震にて被害、佐賀・平戸瓦落ちる。
6	1703. 6. 22		小城	不明	?	不明	不明	内陸型			小城古湯温泉の城山崩れ、久留米有感。
7	1703. 12. 31 丑の刻		湯布院・庄内	6.5±1/4	?	不明	不明	内陸型			家屋破損、石垣崩れ、地割れ、死者1名。大分府内被害無し。
8	1705. 5. 24 丑の刻		阿蘇付近	不明	?	不明	不明	内陸型			阿蘇で坊大破、岡城石垣崩れ。 熊本城中被害無し。
9	1706. 11. 26 夜		筑後	不明	?	不明	不明	内陸型		有	久留米、柳川で揺れ。堀の水ゆり上げ魚死。 7回地震有り。
10	1723. 12. 18 朝五ツ		肥後・豊後・筑後	6.5±1/4	?	V	不明	内陸型			肥後で倒家980戸、死者2人、負傷者25人、玉名で地割れ噴水、柳川強く感じる。
11	1792. 5. 21 酉の刻過		雲仙岳	6.4	?	V~VI	不明	内陸型			地割れ、潰家、死者2人、眉山崩壊。
12	1831. 11. 14 丑の刻		肥前	6.1	?	不明	不明	内陸型			佐賀城の石垣崩れ、潰家有り。
13	1848. 1. 10		筑後	5.9	?	不明	不明	内陸型			柳川で家屋倒壊あり。
14	1854. 12. 26 朝四ツ		伊予西部	7.3~7.5	?	VI	不明	海洋型			豊後・小倉で家々潰れる。鶴崎で倒れ屋敷100戸。
15	1872. 3. 14 17時頃	浜田地震	石見・出雲	7.1	?	VI	不明	海洋型	有		久留米で液状化による被害。
16	1889. 7. 28 23:45		熊本付近	6.3	?	V~VI	強 筑後	内陸型		有	熊本市付近で被害大。熊本市、飽田郡で死者20人、負傷者74人。 山鹿・菊池で家屋倒壊。地割れ・石垣崩れ。熊本震度V。
17	1891. 10. 16 7:06		豊後水道	6.3	?	強	不明	内陸型			豊後東部で家屋壁亀裂、瓦落下、石垣潰れ。
18	1894. 8. 8 23:19		熊本県中部	6.3	?	強	強 筑後	内陸型		有	阿蘇郡で家屋土蔵の破損。 強肥後 筑後 豊後。
19	1895. 8. 27 22:42		熊本	6.3	?	強	不明	内陸型			阿蘇郡で土蔵破損、堤防亀裂、石垣崩壊。
20	1898. 8. 10 21:57		福岡市付近(糸島半島)	6	?	強	強 福岡	内陸型		有	糸島半島で負傷3人、家屋土蔵破壊。12日08:36(M5.8)にも余震。この地震で福岡市で家屋土蔵の壁亀裂。
21	1899. 11. 25 3:43		日向灘	7.1	?	強	強 筑後	海洋型			宮崎市で家屋破損、瓦壁土落下。3:43 M7.1、3:55 M6.9。第二の地震では大分で家屋土蔵破損。細島津波32cm。
22	1907. 3. 10 22:03		熊本県中部	5.4	?	不明	不明	内陸型	有		植木町で煙突破損、倉庫亀裂、山鹿町で微少被害。 IV熊本。
23	1911. 8. 22 7:48		阿蘇山付近	5.7	?	不明	不明	内陸型			阿蘇郡長陽村で石垣破損、山崩れ。
24	1916. 3. 6 18:12		大分県北部	6.1	?	不明	不明	内陸型			大野郡三重町で忠魂碑1倒れる。
25	1922. 12. 8 1:50		千々石湾	6.9	?	不明	不明	内陸型		有	北有馬で死者11人、住家全壊13戸、東有家で死者4人、島原半島で地割れ、山崩れ。 長崎V。
26	1922. 12. 8 11:02		千々石湾	6.5	?	不明	不明	内陸型		有	小浜で被害。死者3人、家屋倒壊70戸。IV長崎。
27	1925. 8. 10 9:37		日田地方	4.4	?	不明	不明	内陸型	有	有	地面の亀裂、地下水異常。同月4~13日の間に21回の有感地震。
28	1928. 11. 5 13:41		大分県西部	4.7	0	III	I 福岡	内陸型			北小国地方で小崖崩れ4箇所。
29	1929. 1. 2 1:40		福岡県南部	5.5	20	III	I 福岡	内陸型			小国地方で家屋半潰1戸、県道の亀裂・落石・崖崩れ。石灯笼・墓石の転倒有り。

〈第1章 第5節 災害の想定〉

番号	発 生 年 月 日 時 刻	名 称	震 源 地	規 模 (M)	震源までの 深 さ (km)	震央付 近の最 大震度	福岡 (気象台)に おける震度	種 別	前震 の有無	余震 の有無	被害概要
30	1929. 8. 8 22:33		福岡県	5. 1	0	III	III 福岡	内陸型			雷山付近。震央付近で壁亀裂崖崩れ等。
31	1930. 2. 5 22:28		福岡県西部	5	30	III	III 福岡	内陸型		有	雷山付近。小崖崩れ、地割れ(7日12:35強い余震)。
32	1933. 4. 8 20:54		熊本県中部	4. 3	30	III	I 福岡	内陸型			緑川流域で崖崩れ有り。
33	1937. 1. 27 16:04		熊本付近	5. 1	30	IV	II 福岡	内陸型			上益城郡秋津村で長さ10間(18m)幅3尺(0.9m)の石橋が大音響とともに崩れ落ちた。
34	1941. 11. 19 1:46		日向灘	7. 2	0	V	III 福岡	海洋型		有	延岡で石垣破損、道路亀裂、堤防破損、壁剥落、煙突倒れる。 人吉で死者1人、負傷者5人、住宅全壊6戸、半壊11戸、細島で津波1m。 V宮崎、人吉 III福岡、下関、萩
35	1947. 5. 9 23:05		日田地方	5. 5	0	III	II 福岡	内陸型		有	日田、三芳で壁亀裂・剥落、崖崩れ、道路破損、紡績軒倒等の小被害。 余震数日続いた。
36	1966. 11. 12 21:01		有明海	5. 5	20	III	III 福岡	内陸型			屋根瓦、壁崩れる。
37	1968. 2. 21 10:45	えびの地震	霧島山北麓	6. 1	0	V	III 福岡	内陸型	有	有	死者3人、負傷者42人、住宅全壊368戸、道路損壊73箇所、山崩れ44箇所、鉄道被害6箇所。 1967年11月17日から地震発生、2/21、2/22、3/25(2回)震度V(震央付近)。 京町では全壊率50%。
38	1968. 8. 6 10:17		愛媛県西方沖	6. 6	40	V	IV 福岡	海洋型			大分で家屋全壊1戸、道路損壊、山崩れ(愛媛で負傷者15人)。 愛媛県を中心に被害。宇和島で重油タンクのパイプ折損し、海上流出。
39	1972. 9. 6 20:42		有明海	5. 2	10	III	II 福岡	海洋型			清水、坪井、京町、池田町で停電(25,000戸)。
40	1975. 1. 23 23:19		阿蘇山北縁	6. 1	0	V	III 福岡	内陸型		有	熊本県負傷者10人、建物被害、道路損壊、山崩れ、大分県建物被害、山崩れ。 (震央付近震度V 22日にもほぼ同じ場所でも5.5の地震あり)。 V阿蘇山 IV熊本 III大分 延岡 佐賀 福岡。
41	1975. 4. 21 2:35		大分県中部	6. 4	0	IV	III 福岡	内陸型		有	大分県重軽傷者22人、住家全壊58戸、道路被害128箇所、鉄道被害28箇所。 家屋被害率100%地区あり。震央付近で発光現象(レークイットホルIF潰れる)。 IV大分 阿蘇山 III延岡 福岡。
42	1984. 8. 6 17:30		島原半島西部	5. 7	7	V	II 福岡	内陸型		有	群発地震。17時28分から24時まで197回の有感地震。最大震度はV。 小浜町で家屋一部破損53戸、壁亀裂、石垣破損、墓石転倒有り。
43	1991. 10. 28 10:09		周防灘沖	6. 0	19		IV 福岡	海洋型			文教施設若干の被害。
44	2005. 3. 20 10:53	福岡県西方沖	福岡県西方沖	7. 0	9					有	6弱：福岡県 福岡市東区東浜、福岡市中央区舞鶴、前原市前原西、佐賀県 みやき町北茂安 被害：死者1名、負傷者1,186名 住家全壊143棟、住家半壊352棟など。 津波予報：気象庁は10:時57、福岡県日本海沿岸と志岐・対馬に「津波注意」の津波注意報を発表した。12:00に津波注意報を解除した。

：福岡県内を震源とする被害地震

(強：IV～V、烈：V～VI)

資料；新編 被害地震総覧(東京大学出版会)

## 第2項 災害の想定

### 1. 災害の想定

本市に発生する災害で、人命や家屋等の財産、公共施設、農林産物や農林業施設等に大きい影響を与える主要な災害としては、集中豪雨や台風等を誘因とする土砂災害や河川の氾濫等の風水害と、地震や火災あるいは本市を通る大交通網での交通事故等の予知できない災害とに大別できる。

毎年、梅雨時期や台風期に集中豪雨が頻繁に発生しているため、河川がはん濫し、住居や商店が浸水している。豪雨に伴い、地盤がゆるくなり、がけ崩れが起こるケースが多く、土砂災害もたびたび発生している。市ではこれまでに大きな地震災害は発生していないが、市域に警固断層がのびている。

したがって、本市の災害の想定にあたっては、地形・地質状況や過去の災害事例及び福岡県防災対策指針等を考慮し、次の災害を想定する。

#### (1) 風水害

風水害は、集中豪雨や台風等の気象現象を誘因として起きる災害が多く、本市における過去の災害事例を見ても例外ではない。風水害には、低地での浸水害や溪流での鉄砲水等による土石流や急傾斜地でののり面崩壊、山腹崩壊等がある。

##### 1) 水害

福岡県において指定している、堤防高不足や河積断面不足により、堤内背後地への被害が予想される河川及び湖沼等、水防上重要となる箇所を想定する。また、過去の堤内背後地における浸水害事例や河川の改修状況あるいは流下能力、地形状況等を考慮して浸水地域を想定する。

##### 2) 土砂災害

###### 〈土石流災害〉

県で、溪床勾配や平均溪流幅及び延長等で指定している溪流を想定する。

###### 〈急傾斜地崩壊〉

県で指定している急傾斜地崩壊危険箇所や急傾斜地崩壊危険区域及び本市で指定している急傾斜地崩壊危険箇所を想定する。

###### 〈地すべり崩壊災害〉

地すべりは、梅雨期や台風期の降雨によって動きが活発になる場合もある。

造成地における地すべり災害も発生していることから、地すべり崩壊による住宅、道路等への被害を想定する。

###### 〈道路災害〉

福岡県の指定する落石、崩壊等の災害を想定する。

#### (2) 火災及び危険物災害

筑紫野太宰府消防本部で選定している火災危険地区や木造住宅の密集地等を想定する。

#### (3) 地震災害【資料編\*3\*4\*5 参照】

想定地震に関しては、県が実施した「地震に関する防災アセスメント調査報告書（平成24年3月）」に基づき、震源及び地震被害を想定する。

これから、想定地震モデルは福岡県西方沖地震の震源より南東部の、福岡市（博多湾）から筑紫野市付近にかけて、断層の長さ 27km（震源断層の長さ 27km）、震源断層の幅 15km（上端の深さ 2km、下端の深さ 17 km）とする、警固断層南東部地震（地震の規模マグニチュード7.2のケース）とする。

\*3 ● 資料 1.5.3 「想定地震（震源）」

\*4 ● 資料 1.5.4 「想定震度分布図（警固断層南東部）」

\*5 ● 資料 1.5.5 「被害想定結果」

1) 筑紫野市における想定震源

警固断層南東部（北西下部）M7.2 （福岡県の中核である福岡市等に影響を及ぼすケース）
--

2) 市の想定震度

本市における警固断層南東部地震（北西下部）M7.2 における想定される震度は市域は震度6強～5強で、山間部の一部で震度5弱と想定される。

想定地震	震源	最弱震度	最強震度
警固断層南東部	M7.2	4	6強

3) 筑紫野市における人的・施設等被害

本市における地震被害想定は各項目別に次の被害が想定される。

被害想定項目		警固断層南東部地震 M 7.2
1	死者数	105
2	負傷者数	1,616
3	要救出現場（箇所）数	601
4	要救出者数	678
5	要後方医療搬出者数	162
6	避難者数	3,897
7	斜面崩壊危険度(A)箇所数	5
8	斜面崩壊被災建物棟数	22
9	建物全壊棟数 （木造全壊棟数） （非木造全壊棟数）	1,503 (1,287) (216)
10	建物半壊棟数 （木造半壊棟数） （非木造半壊棟数）	1,200 (864) (336)
11	地震火災全出火棟数	9
12	地震火災焼失棟数	0
13	上水道管被害箇所数	209
14	下水道管被害箇所数	72
15	都市ガスパ被害箇所数	37
16	電柱被害本数	18
17	電話柱被害本数	17
18	生活支障世帯数 居住の制約 食料・飲料水 電気 情報通信回線（NTT）	39,842 40,176 8,276 534
19	エレベータ閉じ込め者数	639

※発生破壊開始を北西下部とする。

以上の災害を想定し、震災対策編の災害予防及び災害応急対策への基礎とする。

## 第6節 防災関係機関の業務大綱

### 第1項 実施責任

防災関係機関は、その施策が直接的なものであるか、間接的なものであるかを問わず、一体となって災害の防止に配慮しなければならない。

市、県、指定地方公共機関等の処理すべき事務または業務の大綱は、次のとおりである。

#### 1. 筑紫野市

市は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の防災関係機関の協力を得て防災活動を実施する。

##### (1) 筑紫野市

###### 【災害予防】

- ・防災会議に係る事務に関する事
- ・市災害対策本部等防災対策組織の整備に関する事
- ・防災施設の整備に関する事
- ・防災に係る教育、訓練に関する事
- ・県及び防災関係機関との連絡調整に関する事
- ・他の市町村との相互応援及び広域避難、広域一時滞在についての協定の締結に関する事
- ・防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事
- ・生活必需品、応急食料等の備蓄に関する事
- ・給水体制の整備に関する事
- ・市内における公共的団体及び自主防災組織の充実、育成及び指導に関する事
- ・住民の自発的な防災活動の促進に関する事
- ・災害危険区域の把握に関する事
- ・各種災害予防事業の推進に関する事
- ・防災知識の普及に関する事
- ・要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保に関する事
- ・企業等の防災対策の促進に関する事
- ・企業等の協力の確保についての協定の締結に関する事
- ・災害ボランティアの受入れ体制の整備に関する事
- ・帰宅困難者対策の推進に関する事

###### 【災害応急対策】

- ・水防・消防等応急対策に関する事
- ・災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事
- ・避難の準備・指示及び避難者の誘導並びに指定避難所の開設に関する事
- ・災害時における文教、保健衛生に関する事
- ・災害広報及び被災者からの相談に関する事
- ・被災者の救難、救助その他の保護に関する事
- ・復旧資機材の確保に関する事
- ・災害対策要員の確保・動員に関する事
- ・災害時における交通、輸送の確保に関する事
- ・被災建築物の応急危険度判定の実施に関する事
- ・関係防災機関が実施する災害対策の調整に関する事
- ・災害ボランティアの活動支援に関する事
- ・市所管施設の被災状況調査に関する事

- ・救助実施市は、当該市の区域において災害救助法に基づく被災者の救助に関すること
- 【災害復旧】
- ・公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の災害復旧及び改良に関すること
  - ・災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付け等災害融資等に関すること
  - ・市民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関すること
  - ・義援金品の受領、配分に関すること

## 2. 筑紫野太宰府消防組合

- (1) 消防本部、消防署
- ・消防施設、消防体制に関すること
  - ・救助及び救援体制に関すること
  - ・危険物等施設の実態把握の指導監督に関すること
  - ・消防知識の啓発に関すること
  - ・火災発生時の消火活動に関すること
  - ・水防活動の協力、援助に関すること
  - ・被災者の救助、救援及び連絡活動に関すること
  - ・被害に関する通信連絡及び調査に関すること
  - ・応急手当の普及に関すること
  - ・災害時の避難、誘導に関すること

## 3. 福岡県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域をこえて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の防災関係機関の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その総合調整を行う。

### (1) 福岡県

#### 【災害予防】

- ・県防災会議に係る事務に関すること
- ・県災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること
- ・防災施設の整備に関すること
- ・防災に係る教育、訓練に関すること
- ・国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること
- ・他の都道府県との相互応援及び広域避難、広域一時滞在についての協定の締結に関すること
- ・防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること
- ・生活必需品、応急食糧等の備蓄に関すること
- ・危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入り検査に関すること
- ・地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること
- ・防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関すること
- ・防災知識の普及に関すること
- ・要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保に関すること
- ・消防応援活動調整本部に関すること
- ・企業等の防災対策の促進に関すること
- ・企業等の協力の確保についての協定の締結に関すること
- ・災害ボランティアの受け入れ体制の整備に関すること
- ・保健衛生・防疫体制の整備に関すること
- ・帰宅困難者対策の推進に関すること

#### 【災害応急対策】

- ・災害予警報等情報の収集・伝達に関すること
- ・市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること
- ・被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関すること

- ・災害救助法に基づく被災者の救助に関すること
- ・災害時の防疫その他保健衛生に関すること
- ・水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関すること
- ・公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関すること
- ・農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること
- ・緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認及び確認証明書の交付に関すること
- ・自衛隊の災害派遣要請に関すること
- ・県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関すること
- ・被災建築物の応急危険度判定の実施、支援、調整に関すること
- ・災害ボランティアの活動支援に関すること
- ・福岡県所管の被災状況調査に関すること

【災害復旧】

- ・公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の災害復旧及び改良に関すること
- ・物価の安定に関すること
- ・義援金品の受領、配分に関すること
- ・災害復旧資材の確保に関すること ・災害融資等に関すること

**4. 福岡県警察本部（筑紫野警察署）**

(1) 警察（筑紫野警察署）

【災害予防】

- ・災害警備計画に関すること
- ・警察通信確保に関すること
- ・関係機関との連絡調整に関すること
- ・災害装備資機材の整備に関すること
- ・危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること
- ・地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること
- ・防災知識の普及に関すること

【災害応急対策】

- ・災害情報の収集及び伝達に関すること
- ・被害実態の把握に関すること
- ・被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること
- ・行方不明者の調査に関すること
- ・危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関すること
- ・不法事案等の予防及び取締りに関すること
- ・被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること
- ・避難路及び緊急交通路の確保に関すること
- ・交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること
- ・広報活動に関すること
- ・死体の見分、検視に関すること

**5. 指定地方行政機関**

指定地方行政機関は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を取る。

(1) 九州管区警察局

【災害予防】

- ・広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること
- ・広域的な交通規制の指導調整に関すること
- ・他の管区警察局との連携に関すること
- ・管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること
- ・警察通信の運用に関すること

**指定地方行政機関**

(2) 福岡財務支局

【災害予防】

- ・災害時における金融機関に対する緊急措置の指示、調整に関する事
- ・国有財産の無償貸付等の措置に関する事 【災害応急対策】
- ・地方公共団体に対する災害融資に関する事
- ・災害復旧事業の査定立会い等に関する事

(3) 九州厚生局

【災害予防】

- ・国立病院、療養所の防災計画の指導に関する事

【災害応急対策】

- ・応急用食糧（米穀及び乾パンを除く）の調達、配給に関する事
- ・災害時における国立病院・療養所が実施する医療、助産等救護活動の指示、調整に関する事
- ・管区各県の実施する医療活動の相互応援に関する事

(4) 九州農政局

【災害予防】

- ・防災営農体制の指導及び農地防災事業の推進に関する事
- ・農地保全施設の管理体制の強化、指導に関する事

【災害応急対策】

- ・応急用食糧（米穀及び乾パンを除く）の調達・配給に関する事
- ・農業関係被害の調査、報告に関する事
- ・災害時における病虫害の防除及び家畜の管理等に関する事・種子及び飼料の調達、供給に関する事
- ・管区各県の実施する医療活動の相互応援に関する事

【災害復旧】

- ・被害農業者等に対する融資等に関する事
- ・農地、施設の復旧対策の指導に関する事
- ・農地、施設の復旧事業費の査定に関する事
- ・被害農林漁業者等に対する災害融資に関する事
- ・技術者の緊急派遣等に関する事

(5) 九州森林局（福岡森林管理署）

【災害予防】

- ・国有保安林・治山施設の整備に関する事
- ・林野火災予防体制の整備に関する事

【災害応急対策】・林野火災対策の実施に関する事

- ・災害対策用材の供給に関する事

【災害復旧】

- ・復旧対策用材の供給に関する事
- ・水防警報等の発表及び伝達に関する事

**指定地方行政機関**

(6) 九州経済産業局

【災害予防】

- ・火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、石油及び電気施設等の保安確保対策の推進に関する事
- ・地盤沈下の防止に関する事
- ・各取扱業者に対する予防体制確立の指導等に関する事

【災害応急対策】

- ・災害対策物資適正な価格による円滑な供給の確保に関する事
- ・り災事業者の業務の正常な運営確保に関する事
- ・火薬類、高圧ガス及び液化石油ガス等の危険物等の保安確保に関する事
- ・電気、ガス、石油製品等の円滑な供給確保に関する事

【災害復旧】

- ・生活必需品、復旧資材等の供給の円滑な確保に関する事
- ・被災中小企業の復旧資金の確保・あっせんに関する事

(7) 九州運輸局（福岡運輸支局）

【災害予防】

- ・交通施設及び設備の整備に関する事
- ・宿泊施設等の防災設備に関する事

【災害応急対策】

- ・所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関する事
- ・災害時における所管事業に関する情報の収集に関する事
- ・災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関する事
- ・災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整に関する事
- ・緊急輸送命令に関する事

(8) 福岡管区气象台

【災害予防】

- ・台風や大雨に関する気象状況の観測施設の整備に関する事
- ・防災気象知識の普及に関する事
- ・気象、地象（地震及び火山現象を除く。）、水象等に関する警報、注意報及び情報を発表・伝達する事

【災害応急対策】

- ・災害に係る気象、地象、水象等に関する予報、警報の発表及び伝達に関する事
- ・二次災害防止のため、気象、地象（地震及び火山現象を除く。）、水象等に関する警報、注意報及び情報を発表・伝達する事
- ・災害発生時における気象、地象、水象等に関する観測資料を提供する事

(9) 九州総合通信局

【災害予防】

- ・非常通信体制の整備に関する事
- ・非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関する事

【災害応急対策】

- ・災害時における電気通信の確保に関する事
- ・非常通信の統制、管理に関する事
- ・災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関する事

**指定地方行政機関**

(10) 福岡労働局

**【災害予防】**

- ・工場事業者の災害防止のための指導監督に関する事
- ・産業災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及高揚に関する事

**【災害応急対策】**

- ・労働者の業務上の災害補償保険に関する事

(11) 九州地方整備局(福岡国道事務所)

国土交通省大臣が直接管理する河川・道路等について下記の措置をとる

**【災害予防】**

- ・気象観測通報についての協力に関する事
- ・防災上必要な教育及び訓練等に関する事
- ・災害危険区域の選定または指導に関する事
- ・防災資機材の備蓄、整備に関する事
- ・雨量、水位等の観測体制の整備に関する事・道路、橋梁等の耐震性の向上に関する事

**【災害応急対策】**

- ・洪水予報・警報の発表及び伝達に関する事
- ・水防活動の指導に関する事
- ・災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事
- ・災害広報に関する事

**【災害復旧】**

- ・被災公共土木施設の復旧事業の推進に関する事

(12) 九州農政局福岡県拠点

**【災害予防】**

- ・応急用食糧(米穀及び乾パンを除く)の調達・配給に関する事
- ・自衛隊所有乾パンの管理換えに関する事

**【災害応急対策】**

- ・災害時における主要食糧の需要調整に関する事

**6. 自衛隊(陸上自衛隊)**

(1) 自衛隊(陸上自衛隊)

**【災害予防】**

- ・災害派遣計画の作成に関する事
- ・地域防災計画に係る訓練の参加協力に関する事

**【災害応急対策】**

- ・災害派遣による県・市町村そのほかの防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関する事

## 7. 指定公共機関

指定公共機関は、その業務の公共性または公益性にかんがみ自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

### (1) 九州旅客鉄道株式会社（二日市駅）

#### 【災害予防】

- ・ 鉄道施設の防火管理に関すること
- ・ 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること
- ・ 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること

#### 【災害応急対策】

- ・ 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること
- ・ 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること

#### 【災害復旧】

- ・ 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること

### (2) NTT西日本株式会社（九州支店）、NTTドコモビジネス株式会社、株式会社NTTドコモ九州支社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社

#### 【災害予防】

- ・ 電気通信設備の整備と防災管理に関すること
- ・ 応急復旧用通信施設の整備に関すること

### (3) 日本銀行（福岡支店）

#### 【災害予防】 【災害応急対策】

- ・ 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導に関すること

### (4) 日本赤十字社（福岡県支部）

#### 【災害予防】

- ・ 災害時医療体制の整備に関すること
- ・ 災害医療用薬品等の備蓄に関すること

#### 【災害応急対策】

- ・ 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること
- ・ 避難所奉仕、義損金品の募集、配分等の協力に関すること

### (5) 日本放送協会（福岡放送局）

#### 【災害予防】

- ・ 防災知識の普及に関すること
- ・ 災害時における放送の確保対策に関すること

#### 【災害応急対策】

- ・ 気象予警報等の放送周知に関すること
- ・ 避難所等への受信機の貸与に関すること
- ・ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等に関すること
- ・ 災害時における広報に関すること

**指定公共機関**

(6) 西日本高速道路株式会社

**【災害予防】**

- ・管理道路の整備と防災管理に関すること

**【災害応急対策】**

- ・管理道路の疎通の確保に関すること

**【災害予防】**

- ・被災道路の復旧事業の推進に関すること

(7) 日本通運株式会社（福岡支店）

**【災害予防】**

- ・緊急輸送体制の整備に関すること

**【災害応急対策】**

- ・災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関すること

**【災害復旧】**

- ・復旧資材等の輸送協力に関すること

(8) 九州電力送配電株式会社（福岡南営業所）

**【災害予防】**

- ・電力施設の整備と防災管理に関すること

**【災害応急対策】**

- ・災害時における電力の供給確保に関すること

**【災害復旧】**

- ・被災電力施設の復旧事業の推進に関すること

(9) 日本郵便株式会社九州支社

**【災害応急対策】**

- ・災害時における郵政事業運営の確保に関すること
- ・災害時における郵政事業に係る特別事務取扱い及び援護対策に関すること
- ・被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資に関すること

**8. 指定地方公共機関**

指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性にかんがみ自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(1) 西日本鉄道株式会社（二日市駅）

**【災害予防】**

- ・鉄道施設の防火管理に関すること
- ・輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること
- ・災害時における緊急輸送体制の整備に関すること

**【災害応急対策】**

- ・災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること
- ・災害時における鉄道通信施設の利用に関すること

**【災害復旧】**

- ・被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること

**指定地方公共機関**

(2) 筑紫ガス株式会社

**【災害予防】**

- ・ガス施設の整備と防災管理に関すること
- ・導管の耐震化の確保に管すること

**【災害応急対策】**

- ・災害時におけるガスの供給確保に関すること

**【災害復旧】**

- ・被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること

(3) 福岡県水難救済会

**【災害応急対策】**

- ・水難等による人命の救助に関すること

(4) 西日本新聞社、朝日新聞西部本社、毎日新聞西部本社、読売新聞西部本社、時事通信社福岡支社、共同通信社福岡支社、日刊工業新聞社西部支社

**【災害予防】**

- ・防災知識の普及に関すること
- ・災害時における報道の確保対策に関すること

**【災害応急対策】**

- ・気象予警報等の報道周知に関すること
- ・社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること
- ・災害時における広報に関すること

**【災害復旧】**

- ・被災報道施設の復旧事業の推進に関すること

(5) RKB毎日放送株式会社、株式会社テレビ西日本、九州朝日放送株式会社、株式会社福岡放送、株式会社TVQ九州放送、株式会社エフエム福岡、株式会社CROSS FM、ラブエフエム国際放送株式会社

**【災害予防】**

- ・防災知識の普及に関すること
- ・災害時における放送の確保対策に関すること

**【災害応急対策】**

- ・気象予警報等の報道周知に関すること
- ・避難所等への受信機の貸与に関すること
- ・社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること
- ・災害時における広報に関すること

**【災害復旧】**

- ・被災報道施設の復旧事業の推進に関すること

(6) 福岡県医師会（（社）筑紫医師会）

**【災害予防】 【災害応急対策】**

- ・災害時における医療救護の活動に関すること
- ・負傷者に対する医療活動に関すること

(7) 福岡県歯科医師会

**【災害予防】**

- ・歯科医療救護活動体制の整備に関すること

**【災害応急対策】**

- ・災害時の歯科医療救護活動に関すること

**指定地方公共機関**

(8) 福岡県トラック協会

**【災害予防】**

- ・緊急・救援輸送即応体制の整備に関する事

**【災害応急対策】**

- ・緊急・救援物資の輸送協力に関する事

**9. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者**

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

(1) 福岡県広域森林組合

- ・共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧の実施に関する事
- ・農林関係の県、市の実施する被害調査、応急対策に対する協力に関する事
- ・被災農林業者に対する融資及びそのあっせんに関する事
- ・被災農林業者に対する生産資材の確保あっせんに関する事

(2) 市商工会

- ・商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ及びあっせん等に関する事
- ・救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関する事
- ・災害時における物価安定についての協力に関する事
- ・災害救助用及び復旧用物資の確保についての協力に関する事

(3) 市土木協同組合、市建設業協力会

- ・土木建築工事に関わる災害応急及び復旧対策についての協力に関する事
- ・災害救助用及び復旧用工作機器の確保についての協力に関する事

(4) 市管工事協同組合

- ・水道管施設の復旧についての協力に関する事
- ・管工事に関わる災害応急及び復旧対策についての協力に関する事

(5) 高圧ガス、危険物関係施設の管理者

- ・災害時における危険物等の保安処置及び燃料の供給に関する事
- ・被災ガス施設の復旧事業の推進に関する事

(6) 生活協同組合、各種社会福祉団体、婦人防火クラブ・区会長・老人クラブ連合会・婦人会の団体、行政区等地域住民組織、その他公共的な活動を営むもの

- ・市の行う防災活動に対して公共的業務に応じた協力

(7) 病院等医療施設の管理者

- ・避難施設の整備と避難訓練並びに被災時における収容者保護に関する事
- ・災害時における負傷者等の医療、助産救助に関する事

(8) 学校法人等

- ・避難施設の整備と避難等の訓練に関する事
- ・被災時における教育対策に関する事

(9) 市電設協力会

- ・電気工事に関わる災害応急及び復旧対策についての協力に関する事

(10) 市社会福祉協議会

- ・ボランティア活動の支援に関する事

## 第2項 住民の責務

地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等地域防災に寄与するように努めなければならない。（災害対策基本法第7条第2項）

住民は、「自分たちの地域は自分たちで守る。」という防災の原点に立ち、日頃から防災に関する知識の習得、防災訓練等への参加等防災対策に必要な活動に努める。

また、災害時には避難についての協力、応急措置への協力等防災に寄与する。

## 第3項 災害に関する調査研究の推進

防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、関係機関及び民間が実施する災害要因の研究、被害想定及び防災体制等についての関連資料等の取得に努める。